

議案第 4 号

機構改革に伴う関係条例の整理について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 22 日 提出

逗子市長 平 井 竜 一

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市行政不服審査会条例の一部改正)

第 1 条 逗子市行政不服審査会条例（平成27年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務部総務課」を「公平委員会事務局」に改める。

(逗子市都市計画審議会条例の一部改正)

第 2 条 逗子市都市計画審議会条例（平成11年逗子市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「環境管理課」を「環境都市課」に改める。

(逗子市養護老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第 3 条 逗子市養護老人ホーム入所判定委員会条例（平成23年逗子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「介護保険課」を「高齢介護課」に改める。

(逗子市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

第 4 条 逗子市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年逗子市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「逗子市事務分掌条例（平成20年逗子市条例第19号）」を「逗子市事務分掌条例（平成28年逗子市条例第20号）」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

平成29年4月1日実施の行政組織の改革に伴い、関係条例の整理をする要あるため提案する。